

適正計量管理事業所 登録関係手続き書類一覧表・手数料表 2022.4.1～

提出書類	事項	指定を受けようするとき	登録申請書記載事項に変更があったとき								事業を廃止したとき	計量管理規定に変更があったとき			
			氏名・名称	法人の代表者の氏名	住所 ◎法人は本社地	事業所の所在地	住居表示 (住所等変更)	使用特定計量器	計量士	事業の承継					
										譲渡			相続	合併	分割
1	指定申請書(様式第72)	○													
2	指定検査申請書	○※													
3	指定申請書記載事項変更届(様式第55)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
4	事業譲渡証明書(様式第56)								○						
5	事業承継同意証明書(様式第57)									○					
6	又は相続証明書(様式第58)														
7	事業承継証明書(様式第58の2)											○			
8	事業廃止届(様式第59)												○		
9	事業所付近の見取図	○			○				○						
10	登記簿謄本又は登記事項証明書	○	○	○	○				○	○	○	○			
11	戸籍謄本									○					
12	住居表示変更証明書					○									
13	基準器検査成績書の写し	○													
14	計量士登録証の写し	○						○							
15	計量管理規程(事業所作成)	○												○	
16	手数料(県収入証紙を貼付)	①②													

※事業所所在地が特定市☆の場合、書類は特定市経由で提出する。

※事業所所在地が特定市☆の場合、指定検査は特定市が実施する(県手数料不要、特定市への手数料要)

(☆特定市(兵庫県内): 神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・伊丹市・加古川市・宝塚市)

- ・提出書類は正1通。登記簿謄本・住民票も正1通(コピー不可)とする。
- ・手数料は、兵庫県収入証紙を申請書又は届出書に貼付する(割印をしないこと)
- ・市町合併、区画整備等で住所が変更となった場合、住居表示変更証明書等において変更可能(手数料不要)

[適正計量管理事業所登録関係手数料]兵庫県条例第12号

手数料名	手数料額
適正計量管理事業所の指定に係る検査※	① 1件につき 7,400円
適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	② 1件につき 2,550円

※所在地が特定市以外

(注) 条例の改正により、手数料額が変更されることがあります。

兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 計量班 (～2022.3は工業振興課)

〒650-8567 (県庁個別番号)

※この郵便番号を使用すると住所の記載は不要です

神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (1号館8階)

TEL:078-341-7711(内線3621)

078-362-3347(直通)

FAX:078-362-3801

アドレス chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp